

いしのまき



地元水産界 復興への歩み

2年ぶりに活気・いしのまき大漁まつり

秋の一大イベント「いしのまき大漁まつり」が10月21日、サン・ファンパークで開かれ、5,000人を超える来場者でにぎわいました。例年、まつりの会場となっていた魚市場周辺が使用できないため、会場をサン・ファンパークに変更。全国からの支援や地元への感謝を込めて、2年ぶりに開催しました。

中でも盛り上がりを見せたのは、近海でとれた新鮮な魚介類を格安で競り落とす、恒例の鮮魚競り。事前の抽選で参加資格を得た150人が、番号の書かれたメガホンを振って競り人に猛アピールしていました。このほか会場では地元水産会社の海産物を格安で販売し、会場は港町特有の活気に包まれました。



石巻市イメージキャラクター

主な内容

- P 2・3-----市の財政状況
- P 4-----行政情報
- P 5~7-----お知らせ
- P 8-----相談あんない
- P 9-----みんなの広場
- P 10・11----健康・子育て情報
- P 12-----イベント情報

〔市制度〕被災者住宅応急修理補助制度

平成23年東日本大震災における、災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」(国制度)は、平成24年1月に受け付けを終了しましたが、この制度をまだ利用していない世帯を対象として、市独自に「被災者住宅応急修理補助制度」を創設し、補助金を交付して支援をしています。

| 補助金の交付対象(世帯) | 住宅応急修理の範囲 | 補助金額 | 必要書類 | 注意事項 |
|--|---|--|--|--|
| <p>自らが現に居住している被災者住宅の応急修理を行った方またはこれから被災者住宅の応急修理を行うことにより居住する方で、次のすべての要件に該当する場合</p> <p>①災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」を利用していないこと</p> <p>②被災者住宅の所在地が市内であること</p> <p>③東日本大震災により大規模半壊または半壊の被害を受けていること ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象</p> <p>④応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借上げを含む)を利用していないこと</p> <p>⑤平成21年の世帯収入が次のいずれかに該当していること(半壊の被害を受けた場合に限り)</p> <p>ア 世帯全体の年収が500万円以下</p> <p>イ 世帯全体の年収が500万円超700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上または要援護世帯</p> <p>ウ 世帯全体の年収が700万円超800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上または要援護世帯</p> | <p>制度の対象範囲は、日常生活に必要欠くことができない部分となります。</p> <p>①屋根・柱・床・外壁・基礎等の応急修理</p> <p>②ドア・窓等の開口部の応急修理</p> <p>③上下水道・電気・ガス等の配管および配線の応急修理</p> <p>④浴槽・便器等の衛生設備の応急修理</p> <p>注1) 地震または津波による被害と直接関係ある修理のみが対象です。</p> <p>注2) 内装に関するものは原則として対象外です。</p> <p>注3) 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設する等の代替措置でも可です。</p> <p>注4) 家電製品は対象外です。</p> | <p>①1住家あたり限度額は52万円以内です。</p> <p>②同一世帯(1住家あたり)に2以上の世帯が居住している場合でも、①の限度額以内です。</p> <p>③1住家に対して、一回限りの補助金交付となります。</p> | <p>①被災者住宅応急修理補助金交付申請書(様式第1号)(認印が必要)</p> <p>②り災証明書(平成23年東日本大震災による)</p> <p>③被災者住宅応急修理補助金工事完了報告書(様式第2号)</p> <p>④修理内訳書(被災の補修内容を明記した補助対象のもの)</p> <p>⑤修理前および修理後の写真(被災状況および修理箇所が分かるもの)</p> <p>⑥修理費の領収書の写し</p> <p>⑦被災者住宅応急修理補助金請求書</p> <p>※申請者の預金通帳の写し(銀行名、口座名義人、口座番号が分かる部分の写し)</p> <p>※要援護世帯で申請する場合、要援護世帯であることが確認できる証明書類</p> <p>※借家の場合は、その所有者の同意書</p> | <p>審査が必要な場合は、現地まで行き、立ち会いの上、調査を行います。</p> <p>受付期間</p> <p>平成24年8月20日(月)から平成25年3月29日(金)まで(土曜・日曜・祝日および年末年始を除く)</p> <p>受付窓口</p> <p>市役所3階(エレベーター脇) 環境情報センター住宅応急修理受付窓口</p> |

問 建築指導課住宅応急修理担当(内線3941・3943)